

**山梨県廃棄物処理施設設置に関する  
指導要領の事前協議書等の  
作成の手引き**

**山梨県森林環境部環境整備課**

**令和8年3月**



# 目 次

## I はじめに

- 1 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領の目的・・・・・・・・・・ 1
- 2 本手引き・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3 本要領の主たる手続き等及び留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 4 受付窓口・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 5 受付時間帯等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 6 手数料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 7 「高度化法」に基づく認定の取り扱いについて・・・・・・・・・・ 2

## II 書類の提出先・添付書類

- 1 事業概要書(第6条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2 事前協議書(第12条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 事前協議変更届出書(第14条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 4 事前協議経過報告書(第15条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 5 事前協議省略申請書(第17条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

## III 事務処理フロー

- 1 事務処理フロー(手続きを省略しない場合)・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 事務処理フロー(手続きを省略する場合)・・・・・・・・・・・・ 6

## IV 記載例(様式)

- 1 事業概要書(第6条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 事前協議書(第12条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 3 事前協議変更届出書(第14条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
- 4 事前協議経過報告書(第15条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 5 事前協議省略申請書(第17条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 6 住民説明会の実施状況報告書(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 7 合意書の様式(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
- 8 合意形成に関する経過説明書(例)・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17

## V 用語の解説等

- 1 設置予定地(第2条第4項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 2 隣接地(第2条第6項)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 3 住民説明会(第9条)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 4 別表1及び別表4・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19

# I はじめに

## 1 山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領の目的

山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領（以下「要領」といいます。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理施設の設置等に関し、廃棄物の適正処理を推進し生活環境の保全を図ることを目的として策定したものです。

## 2 本手引き

本手引きは、要領の手続き等を円滑に実施できるよう、事務処理フロー及び事前協議書その他の書類の作成方法を示したものです。

## 3 要領の主たる手続き等及び留意事項

要領に規定する手続きは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく申請等の前に完了する必要がある、その主たる内容及び留意事項は次のとおりです。

条項	内容	留意事項
第6条	事業概要書の提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>事業概要書の提出前に、その事業計画を「4 受付窓口」に相談してください。</u></li><li>・必要事項が記載されていない場合や事業計画に不合理な点がある場合などは、<u>是正指導を行います。</u></li></ul>
第7条	事業概要書の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>県は、事業概要書の提出があった場合は、速やかに県ホームページに掲載し、地域住民等へ周知します。</u></li></ul>
第8条	住民説明会の開催	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>地域住民等に対し、住民説明会を開催し、事業計画及び生活環境影響調査の計画を説明してください。</u></li></ul>
第11条	合意形成	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>住民説明会開催後、地域住民等から合意形成を図ってください。</u></li></ul>
第12条	事前協議書の提出	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>地域住民等から合意形成を図った後、事前協議書を提出してください。</u></li></ul>
第14条	変更の届出	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>事業概要書及び事前協議書の内容を変更する場合には、事前協議変更届出書を提出してください。</u></li><li>・<u>変更する内容に応じて、それまでに行った手続きのやり直しが必要となります。</u></li></ul>
第15条	手続きの進捗状況の報告及び取り下げ	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>事業概要書の提出から1年以上経過しても事前協議書を提出できない場合には、毎年度5月31日までに、事前協議経過報告書を提出してください。</u></li><li>・<u>この報告をしない場合や事前協議完了に向けた取り組みが行われていない場合は、県は事業概要書の取り下げを求めます。</u></li></ul>
第17条	手続きの省略申請	<ul style="list-style-type: none"><li>・<u>本要領別表4に掲げる廃棄物処理施設の設置等を行う場合には、事前協議省略申請書を提出し、県から承認を受けたときは、手続きを省略することができます。</u></li><li>・<u>廃棄物処理施設の譲受等を行う場合は、地域住民等に周知してください。</u></li></ul>

#### 4 受付窓口

林務環境事務所	所在地・連絡先	所管区域
中北林務環境事務所	韮崎市本町 4-2-4 (北巨摩合同庁舎) TEL 0551-23-3090	中巨摩郡、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市
峡東林務環境事務所	甲州市塩山上塩後 1239-1 (東山梨合同庁舎) TEL 0553-20-2739	山梨市、笛吹市及び甲州市
峡南林務環境事務所	西八代郡市川美郷町高田 111-1 (西八代合同庁舎) TEL 055-240-4141	西八代郡及び南巨摩郡
富士・東部林務環境事務所	都留市田原 2-13-43 (南都留合同庁舎) TEL 0554-45-7811	南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市

※甲府市内に廃棄物処理施設の設置等を予定している場合、事前協議書等の書類提出先は県ではなく甲府市になります。書類提出方法等の詳細につきましては甲府市にお問い合わせください。

<甲府市お問い合わせ・提出窓口>

〒400-0831 山梨県甲府市上町601-4 管理棟2階

甲府市環境総室ごみ収集課

電話：055-241-4313

FAX：055-241-6190

#### 5 受付時間帯等

○「4 受付窓口」に電話であらかじめご予約のうえ、ご来所ください。

○受付時間は、9：00～17：00となります（ただし、12：00～13：00及び閉庁日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）を除く。）。

#### 6 手数料

手数料は不要です。

#### 7 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「高度化法」といいます。）に基づく認定の取り扱いについて

○認定事業計画（※1）に基づいて行う、一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処理については、本来、必要となる廃棄物処理法の許可（※2）が不要とされているため、本要領の対象外です。

○高度化法の所管は環境大臣（環境省環境再生・資源循環局資源循環課）です。本件については同課にご相談ください。

※1：高度再資源化事業計画（類型①）、高度分離・回収事業計画（類型②）又は再資源化工程高度化計画（類型③）のこと

※2：一般廃棄物若しくは産業廃棄物の処理業 又は  
一般廃棄物処理施設若しくは産業廃棄物処理施設の設置若しくは変更のこと

## Ⅱ 書類の提出先・添付書類

### 1 事業概要書（第6条関係）

- (1) 提出先：①県 正本1通、副本1通（控えが必要な場合は2通）  
：②関係市町村 副本1通
- (2) 書類：様式第1号
- ：①事業計画の概要を記載した書類
  - ：②設置予定地の位置図並びに設置予定地並びに隣接地の公図の写し及び土地の登記事項証明書\*
  - ：③事業場内の配置図
  - ：④事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ：⑤当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査（生活環境影響調査）の計画書

※ 各公的証明書について、提出日から3ヶ月以内に発行されたもの。

### 2 事前協議書（第12条関係）

- (1) 提出先：県 正本1通、副本2通（控えが必要な場合は副本3通）  
関係市町村には、県から意見照会に併せて送付します。
- (2) 書類：様式第2号
- ：①生活環境影響調査の結果書
  - ：②当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書
  - ：③排ガス及び排水の処理系統図
  - ：④設置予定地の位置図並びに設置予定地並びに隣接地の公図の写し及び土地の登記事項証明書\*（設置予定地の所有権がない場合は、当該土地の使用権原を証する書類）
  - ：⑤最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面
  - ：⑥処理工程図
  - ：⑦当該廃棄物処理施設の付近の見取図
  - ：⑧住民説明会の実施状況報告書
  - ：⑨合意書（議決書、総会議事録を含む。）の写し及び合意形成に関する経過説明書
  - ：⑩公害防止協定書等その他知事が必要と認める書類

※ 各公的証明書について、事業概要書の提出時に添付した公的証明書に変更がない場合は、土地の登記事項要約書（提出日から3ヶ月以内に発行されたもの）のみの添付で可。

### 3 事前協議変更届出書（第14条関係）

- (1) 提出先：県 正本1通、副本2通（控えが必要な場合は副本3通）  
関係市町村には、県から送付します。
- (2) 書類：様式第3号
- ：①変更する内容を確認できる書類及び図面

#### 4 事前協議経過報告書（第15条関係）

- (1) 提出先：県 正本1通、副本2通（控えが必要な場合は副本3通）  
関係市町村には、県から送付します。
- (2) 書類：様式第4号

#### 5 事前協議省略申請書（第17条関係）

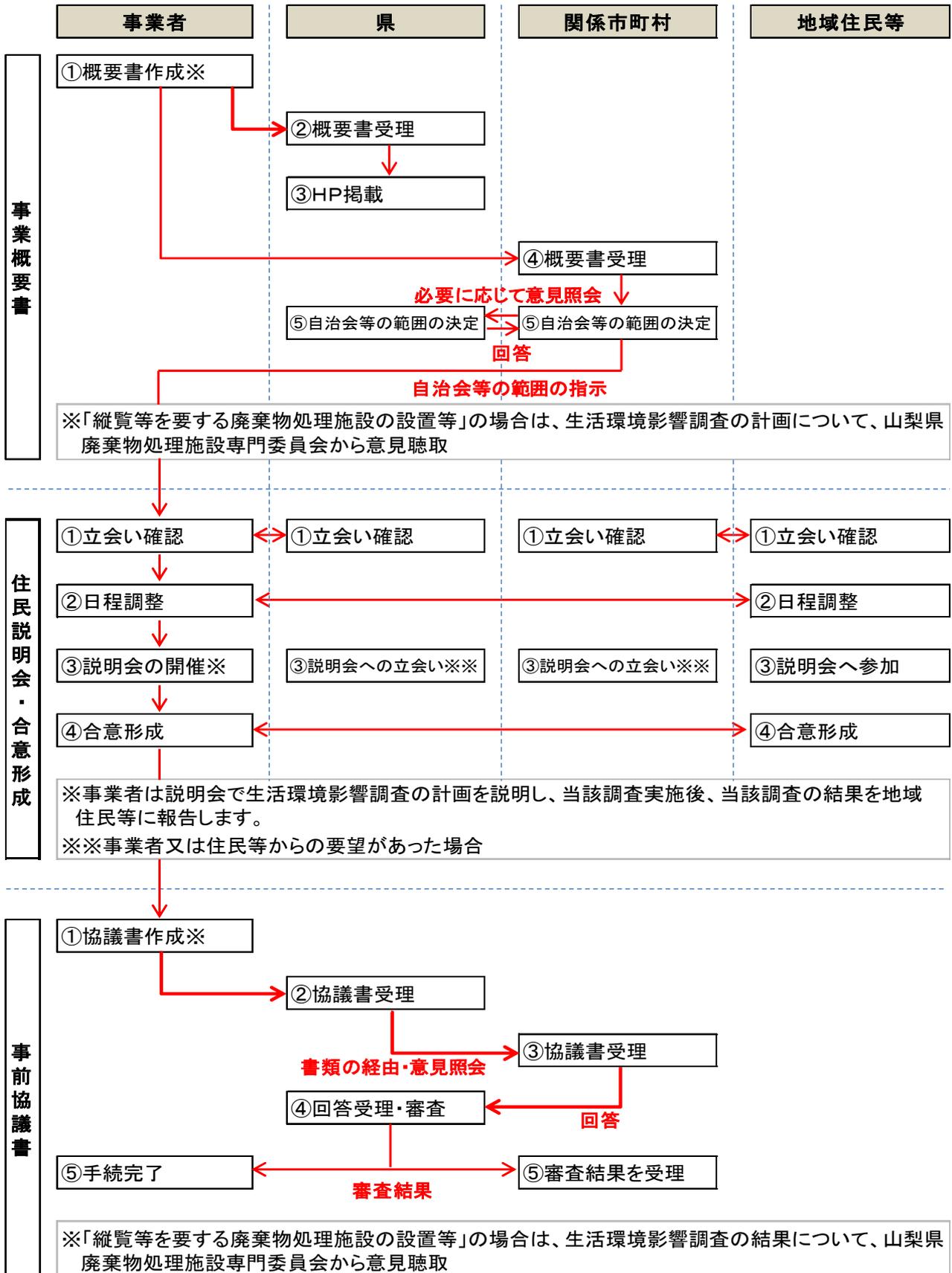
- (1) 提出先：①県 正本1通、副本1通（控えが必要な場合は副本2通）  
：②関係市町村 副本1通
- (2) 書類：様式第5号
- ：①事業計画の概要を記載した書類
  - ：②設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し\*
  - ：③事業場内の配置図
  - ：④事業者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
  - ：⑤生活環境影響調査の結果書（譲受等\*\*の場合を除く。）

※ 提出日から3ヶ月以内に発行されたもの

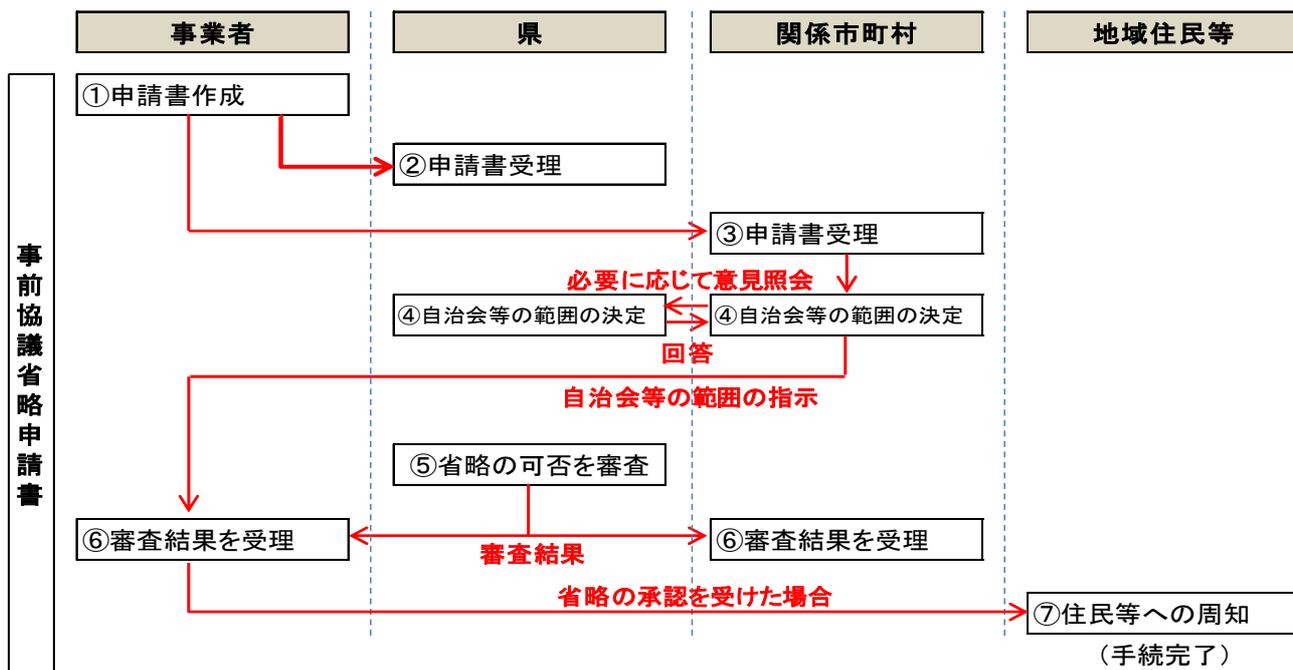
※※ 譲受等とは、要領別表1の第4号（一般廃棄物処理施設の譲り受け又は借り受けの許可申請）、第5号（一般廃棄物処理施設の合併及び分割の許可申請）又は第13号（産業廃棄物処理施設の譲り受け若しくは借り受け又は合併及び分割の許可申請）に掲げる行為をいう。

### Ⅲ 事務処理フロー

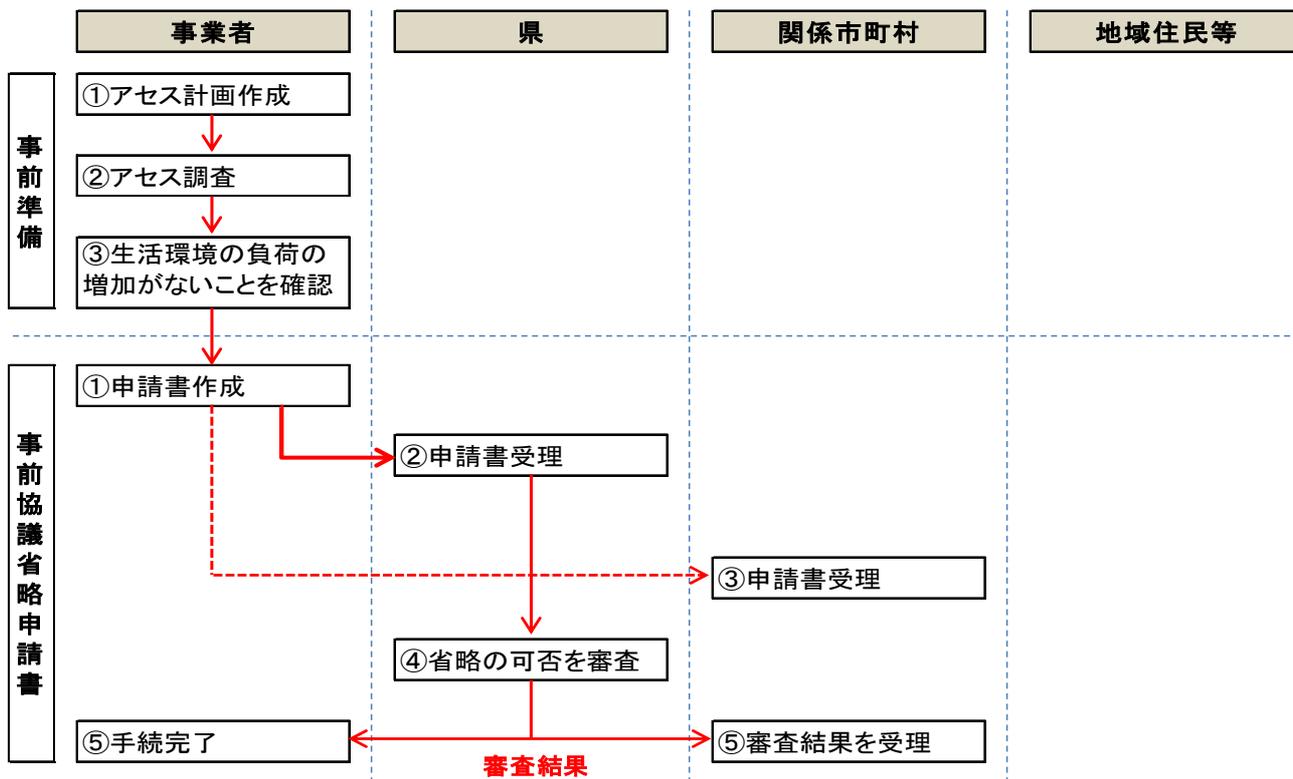
#### 事務処理フロー(手続きを省略しない場合)



### 事務処理フロー(手続きを省略する場合・譲受等)



### 事務処理フロー(手続きを省略する場合・譲受等以外)



## IV 記載例等

### 1 事業概要書（第6条関係）

様式第1号(第6条関係)

#### 一般・**産業** 廃棄物処理施設設置に関する事業概要書

〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 殿

事業者等\*

住 所 山梨県〇〇市〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

一般・**産業** 廃棄物処理施設を設置したいので、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領第6条第1項の規定により、事業概要書を提出します。

施設の種類*	破砕施設	
処理する廃棄物の種類*	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類	
設置予定場所・地目及び面積*	山梨県□□市□□□・雑種地・□□□m <sup>2</sup> 山梨県△△市△△△・雑種地・△△△m <sup>2</sup>	
処理能力等*	最終処分場	面積 m <sup>2</sup> 容量 m <sup>3</sup>
	焼却・中間処理施設	m <sup>3</sup> /日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 ◇◇t/日(8)時間 ◆◆t/時間
	積替保管施設	面積 m <sup>2</sup> 容量 m <sup>3</sup>
構造及び設備の概要	別添「カタログ」参照	
排ガスの処理方法	該当なし	
排水の処理方法	該当なし	
放流水の水質	該当なし	
放流水の水量	該当なし m <sup>3</sup> /日	
放流水の放流方法及び放流先の概況	該当なし	

(1)：廃棄物処理施設の設置場所ではなく、設置予定地の全ての地番を記載  
：「別紙のとおり」とし、設置予定場所・地目及び面積の一覧を添付してもよい

処理後の残さの処理方法 (ばいじん、焼却灰、汚泥、 その他)	<p>廃瓦の破碎後物は産業廃棄物として委託処理</p> <p>(2)</p>
跡地利用方法(最終処分場の み)	該当なし
事業開始予定年月日*	許可が下り次第            年            月            日
廃棄物の搬入及び搬出の時間 及び方法に関する事項	<p>搬入時間：午前9時～午後3時</p> <p>搬出時間：午前10時～午後4時</p> <p>方    法：4・10tダンプ使用</p>
営業日及び営業時間*	<p>休 業 日：土日祝日</p> <p>営業時間：午前9時～午後5時</p>
一般廃棄物処理施設の場合は 処理委託・業見込み市町村等名 産業廃棄物処理施設の場合は 受入予定排出事業者名	株式会社■■、株式会社★★ 等
問合せ窓口*	<p>部    署：環境管理部</p> <p>電話番号：■■■■-■■■■-■■■■</p>
添付書類及び図面	<p>1 事業計画の概要を記載した書類</p> <p>2 設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地 の公図の写し</p> <p>3 <u>事業場内の配置図</u> (4)</p> <p>4 事業者が法人である場合は、定款又は寄附行為 及び登記事項証明書</p> <p>5 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域 の生活環境に及ぼす影響についての調査の計画書</p> <p>(3)</p>
備考	<p>1 廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、最終処分場、破碎施設、脱水施設、堆肥化施設等の別を記入すること。</p> <p>2 「設置場所・地目及び面積」には、設置予定地の地番及び設置予定地全体の面積を記入するとともに、地番ごとに地目を記入すること。</p> <p>3 放流先の概況については、放流先の名称（河川名、湖沼名等）及び放流先との係を記入すること。</p> <p>4 位置図は、縮尺1/2,500～1/25,000とし、縮尺を必ず記入すること。</p> <p>5 公図の写しは、設置予定地の敷地境界線を明らかにすること。</p> <p>6 ※印のある項目は、山梨県庁ホームページに掲載するものとする。</p>

(2)：種類ごとの処理方法が分かるように記載

：処理方法は、委託処理・自社処理の別を記載（委託処理の場合は、具体的な委託先の記載がなくても可）

(3)：公図の写しは、一筆ずつ添付する必要はありません（一枚に複数の筆が入っているもので可）

(4)：事務所・処理施設・保管施設など、廃棄物処理業を行うために必要な施設を明示してください。

## 2 事前協議書（第12条関係）

様式第2号(第12条関係)

<p style="text-align: center;">一般・<b>産業</b> 廃棄物処理施設設置に関する事前協議書</p> <p style="text-align: right;">○○年○○月○○日</p>	
<p>山梨県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">事業者等</p> <p>住所 山梨県○○市○○○○</p> <p>氏名 株式会社○○</p> <p style="text-align: right;">代表取締役 ○○ ○○ 印</p> <p>(法人にあつては名称及び代表者の氏名)</p> <p>電話番号 055-○○○-○○○○</p> <p>山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領第12条第1項の規定により、関係書類及び図面を添えて事前協議書を提出します。</p>	
設置予定場所・地目・面積	<p>山梨県□□市□□□・雑種地・□□□m<sup>2</sup></p> <p>山梨県△△市△△△・雑種地・△△△m<sup>2</sup></p>
廃棄物処理施設の種類の	<p>破碎施設</p>
廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類	<p>ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類</p>
着工予定年月日	<p>許可が下り次第 年 月 日</p>
使用開始予定年月日	<p>許可が下り次第 年 月 日</p>
※許可の年月日	<p>年 月 日</p>
※許可番号	
処理能力	<p>最終処分場</p> <p style="text-align: center;">面積 m<sup>2</sup> 容量 m<sup>3</sup></p>
	<p>焼却・中間処理施設</p> <p style="text-align: center;">m<sup>3</sup>/日( )時間 m<sup>3</sup>/時間</p> <p style="text-align: center;">◇◇t/日(8)時間 ◆◆t/時間</p>
	<p>積替保管施設</p> <p style="text-align: center;">面積 m<sup>2</sup> 容量 m<sup>3</sup></p>
△廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画に係る事項	<p>廃棄物処理施設の位置</p> <p>山梨県□□市□□□ (別添「配置図」参照)</p>
	<p>廃棄物処理施設の処理方式</p> <p>破碎 (別添「処理工程図」参照)</p>
	<p>廃棄物処理施設の構造及び設備</p> <p>別添「カタログ・設計計算書」参照</p>
	<p>処理に伴い生ずる排ガス及び排水</p> <p style="text-align: center;">量</p> <p>該当なし</p>
	<p>処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。)を含む。)</p> <p>該当なし</p>
	<p>設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値</p> <p>該当なし</p>
	<p>その他廃棄物処理施設の構造等に関する事項</p> <p>・ベルトコンベア、磁選機、トロンメル設置(別添「処理工程図」参照)</p> <p>・磁選機、トロンメルの構造等は別添「カタログ」参照</p>

(日本工業規格 A列4番)

- (1) : 廃棄物処理施設の設置場所ではなく、設置予定地の全ての地番を記載  
 : 「別紙のとおり」とし、設置予定場所・地目及び面積の一覧を添付してもよい
- (2) : 廃棄物処理施設を設置する全ての地番を記載

△廃棄物処理施設の維持管理に関する計画に係る事項	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値	別添「生活環境影響調査結果書」参照	
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項	該当なし	
	その他廃棄物処理施設の維持管理に関する事項	施設の点検簿を作成し、日・月・年点検を実施	
△災害防止のための計画に係る事項(廃棄物の最終処分場である場合)		該当なし	
処理に伴い生ずる廃棄物の処分方法	区分	自家処分	委託処分
	処分方法	腐瓦の破碎後物は最終処分を委託	
△埋立処分の計画(最終処分場の場合)		該当なし	
△廃棄物の搬入及び搬出の時間及び方法に関する事項		搬入時間：午前9時～午後3時 搬出時間：午前10時～午後4時 方 法：4・10tダンプ使用	
一般廃棄物処理施設の場合は、処理委託・業見込み市町村名。産業廃棄物処理施設の場合は、受入予定排出事業者名		株式会社■■、株式会社★★ 等	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果書</li> <li>2. 当該廃棄物処理施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書</li> <li>3. 排ガス及び排水の処理系統図</li> <li>4. 設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地の公図の写し、土地の登記事項証明書(設置予定地の所有権のない場合は、当該土地の使用権原を証する書類)</li> <li>5. 最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面</li> <li>6. 処理工程図</li> <li>7. 当該廃棄物処理施設の付近の見取図</li> <li>8. 住民説明会の実施状況報告書</li> <li>9. 合意書(議決書、総会議事録を含む。)の写し及び合意形成に関する経過説明書</li> <li>10. 公害防止協定書等その他知事が必要と認める書類</li> </ol>		
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. ※欄は記入しないこと。</li> <li>2. 廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、最終処分場、破碎施設、脱水施設、堆肥化施設等の別を記入すること。</li> <li>3. △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用すること。</li> <li>4. 記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</li> <li>5. 「廃棄物処理施設の設置の場所・地目・面積」には、設置予定地の地番及び設置予定地全体の面積を記入するとともに、地番ごとに地目を記入すること。</li> <li>6. 放流先の概況については放流先の名称(河川名、湖沼名等)及び放流先との関係を記入すること。</li> <li>7. 位置図は、縮尺1/2,500～1/25,000とし、縮尺を必ず記入すること。</li> <li>8. 公図の写しは、設置予定地の敷地境界線を明らかにすること。</li> </ol>		

(3)：種類ごとの処理方法が分かるように記載

：処理方法は、委託処理・自社処理の別を記載（委託処理の場合は、具体的な委託先の記載がなくても可）

### 3 事前協議変更届出書（第14条関係）

様式第3号(第14条関係)

## 事前協議変更届出書

▲▲年▲▲月▲▲日

山梨県知事 殿

事業者等

住 所 山梨県〇〇市〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

令和〇年〇〇月〇〇日に提出した 事業概要書 の内容を変更したいので、山梨県  
事前協議書

廃棄物処理施設設置に関する指導要領第14条第1項の規定により、事前協議変更届出書を提出します。

変更する内容	破砕施設の設置場所を変更する（別添「配置図新旧対照表」参照） 変更前：山梨県□□市□□□ 変更後：山梨県△△市△△△
変更する理由	現在の計画では、事業場内の動線が十分に確保されておらず、作業効率が悪い ため (1)
添付書類及び図面	変更する内容を確認できる書類及び図面

(1)：この記載例の場合は、廃棄物処理施設の設置場所が変わっているため、令和〇〇年〇〇月〇〇日の事業概要書に添付した書類及び図面のうち、

- ・ 3 事業場内の配置図
- ・ 5 生活環境影響調査の計画

を添付してください。

#### 4 事前協議経過報告書（第15条関係）

様式第4号(第15条関係)

### 事前協議経過報告書

□□年□□月□□日

山梨県知事 殿

事業者等

住 所 山梨県□□市□□□□

氏 名 株式会社□□

代表取締役 □□ □□

印

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号

令和□□年□□月□□日に提出した事業概要書について、事前協議書の提出に向けた取り組みを報告したいので、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領第15条第1項の規定により、事前協議経過報告書を提出します。

事業概要書を提出してから現在までの取り組み状況	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ▲▲年▲▲月▲▲日、住民説明会を開催したところ、破碎施設の設置場所に近い★★地区から「騒音対策が不十分」とのご指摘がありましたので、生活環境影響調査の計画書を見直しました。</li><li>・ △△年△△月△△日、★★地区に見直し後の計画書について了解を得ました。</li><li>・ ▼▼年▼▼月▼▼日、県に事前協議変更届出書を提出し、計画変更に係る確認を受けました。</li></ul>
事前協議書を提出するまでの課題等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 地域住民等から事業計画について概ね了解を得ているため、課題はないと考えています。</li></ul>
事前協議書の提出に向けた今後の対応	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ◎◎年◎◎月◎◎日、生活環境影響調査予定</li><li>・ ■■年■■月頃合意形成</li><li>・ ●●年●●月事前協議書提出</li></ul>

## 5 事前協議省略申請書（第17条関係）

様式第5号(第17条関係)

### 事前協議省略申請書

〇〇年〇〇月〇〇日

山梨県知事 殿

事業者等

住 所 山梨県〇〇市〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇 印

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

一般・**産業** 廃棄物処理施設を設置するに当たり、事前協議手続きの省略に係る知事の承認を受けたいので、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領第17条第2項の規定により、事前協議省略申請書を提出します。

譲受等の別	譲受等 ・ <b>譲受等以外</b> (破砕施設の更新)	(1)
施設の種類	破砕施設	
処理する廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずがれき類	
設置予定場所・地目及び面積	山梨県〇〇市〇〇〇・雑種地・〇〇〇m <sup>2</sup> 山梨県△△市△△△・雑種地・△△△m <sup>2</sup>	(2)
処理能力等	最終処分場	面積 m <sup>2</sup> 容量 m <sup>3</sup>
	焼却・中間処理施設	m <sup>3</sup> /日( )時間 m <sup>3</sup> /時間 ◇◇t/日(8)時間 ◆◆t/時間
	積替保管施設	面積 m <sup>2</sup> 容量 m <sup>3</sup>
構造及び設備の概要	別添「カタログ」参照	
排ガスの処理方法	該当なし	
排水の処理方法	該当なし	
放流水の水質	該当なし	
放流水の水量	該当なし	m <sup>3</sup> /日
放流水の放流方法及び放流先の概況	該当なし	

(1): ( ) には、申請の概要を記載

(2): 廃棄物処理施設の設置場所ではなく、設置予定地の全ての地番を記載

:「別紙のとおり」とし、設置予定場所・地目及び面積の一覧を添付してもよい

処理後の残さの処理方法 (ばいじん、焼却灰、汚泥、 その他)	廃瓦の破碎後物は産業廃棄物として委託処理	(3)
跡地利用方法(最終処分場の み)	該当なし	
事業開始予定年月日	許可が下り次第                    年            月            日	
廃棄物の搬入及び搬出の時間 及び方法に関する事項	搬入時間：午前9時～午後3時 搬出時間：午前10時～午後4時 方        法：4・10tダンプ使用	
営業日及び営業時間	休    業    日：土日祝日 営業時間：午前9時～午後5時	
一般廃棄物処理施設の場合は 処理委託・業見込み市町村等名 産業廃棄物処理施設の場合は 受入予定排出事業者名	株式会社■■■、株式会社★★★ 等	
問合せ窓口	部        署：環境管理部 電話番号：■■■■-■■■■-■■■■■	
添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類 2 設置予定地の位置図並びに設置予定地及び隣接地 <u>の公図の写し</u> 3 <u>事業場内の配置図</u> (5) 4 事業者が法人である場谷には、定款又は寄附行為 及び登記事項証明書 5 当該廃棄物処理施設を設置することが周辺地域 の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果書(譲 受等以外の場合に限る。)	(4)
備考	1 廃棄物処理施設の種類については、焼却施設、最終処分場、破碎施設、脱水施設、堆肥化施設等の別を記入すること。 2 「設置場所・地目及び面積」には、設置予定地の地番及び予定地全体の面積を記入するとともに、地番ごとに地目を記入すること。 3 放流先の概況については、放流先の名称(河川名、湖沼名等)及び放流先との係を記入すること。 4 位置図は、縮尺1/2,500～1/25,000とし、縮尺を必ず記入すること。 5 公図の写しは、設置予定地の敷地境界線を明らかにすること。	

(3)：種類ごとの処理方法が分かるように記載

：処理方法は、委託処理・自社処理の別を記載(委託処理の場合は、具体的な委託先の記載がなくても可)

(4)：公図の写しは、一筆ずつ添付する必要はありません(一枚に複数の筆が入っているもので可)

(5)：事務所・処理施設・保管施設など、廃棄物処理業を行うために必要な施設を明示してください。

## 6 住民説明会の実施状況報告書（例）

事前協議書に添付する資料の一例です。

（作成例）

### 住民説明会の実施状況報告書

令和〇〇年〇〇月〇〇日に提出した事業概要書について、山梨県廃棄物処理施設設置に関する指導要領第9条第1項の規定により、事業計画及び生活環境影響調査計画に関する住民説明会を実施したので、実施状況報告書を提出します。

**【開催日時】**

令和〇年〇月〇日（月） 〇〇時〇〇分から〇〇時〇〇分

**【開催場所】**

〇〇会館

**【出席者】**

〇〇地区自治会長 外〇名

**【説明者】**

株式会社〇〇 〇〇〇〇

**【議事進行内容】**

1. 会社概要の説明
2. 事業計画についての内容等説明
  - ・事業概要書の内容について
  - ・生活環境影響調査の計画（結果）について
3. 住民からの要望及び意見等

**【住民からの要望及び意見等】**

Q：\*\*\*\*\*？

A：\*\*\*\*\*。

**【参考資料】**

■住民説明会議事録

■使用した資料

・\*\*\*\*\*

・\*\*\*\*\*

## 7 合意書の様式（例）

地域住民等から合意形成（※）を図る際に用いる「合意（等）書」の様式の一例です。

(参考：隣接地権者の合意形成書の例)

(同意・承諾・合意) 書

\_\_\_\_\_ 殿  
(事業者名)

このたび、山梨県 \_\_\_\_\_ が、\_\_\_\_\_ 番地  
(事業者の住所、氏名 (名称)) (施設の設置場所)

他 \_\_\_\_\_ 筆において、産業・一般廃棄物の 〇〇〇業 (〇〇〇の〇〇〇 (例えば、木くずの  
(業の種類, 取り扱う廃棄物の種類)

破碎)) を営むにあたり、〇〇〇 (例で言えば破碎) 施設 を設置することに (同意・承諾・  
(施設の種類)

合意) します。

なお、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日に、生活環境影響調査の結果について報告を受けま  
した。

\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日  
(同意年月日)

隣接地 \_\_\_\_\_ 番地

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 8 合意形成に関する経過説明書（例）

事前協議書に添付する資料の一例です。

（作成例）

### 合意形成に関する経過説明書

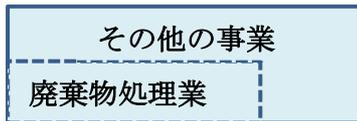
日時	事項
令和〇年〇月〇日	事業概要書を〇〇林務環境事務所へ提出した。
令和〇年〇月〇日	〇〇市から地元自治会等及び水利権者等として「〇〇自治会」と合意形成を行うよう指示を受けた。
令和〇年〇月〇日	〇〇会館にて住民説明会を実施し、事業計画及び生活環境影響調査の計画について説明を行った。
令和〇年〇月〇日	〇〇区長及び隣接地権者〇〇〇〇氏へ生活環境影響調査の結果について報告した。 その場で合意書に署名、押印をいただき、合意書を取得した。

## V 用語の解説等

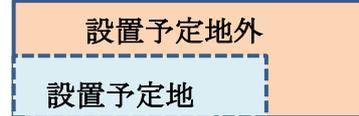
### 1 設置予定地（第2条第4項）

「同一筆内でその他の事業を営んでおり、廃棄物処理業を行う区画を明確に区分できる場合には、知事と協議の上、廃棄物処理業を行う区画のみを設置予定地とすることができる」とは、下図のとおりです。

【現状：同一筆内は全て設置予定地】

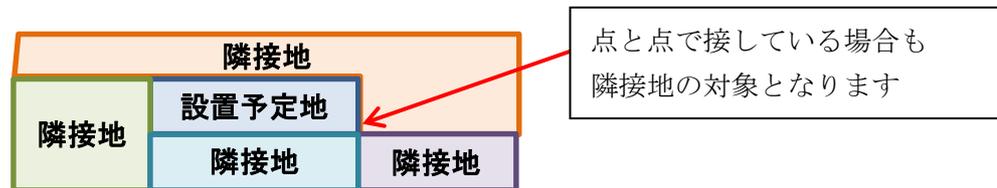


【廃棄物処理業を行う区画のみ設置予定地】

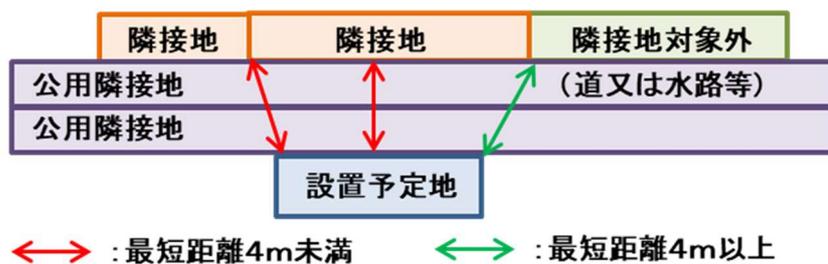


### 2 隣接地（第2条第6項）

(1) 隣接地とは、下図のとおり、公図上、設置予定地に接している筆をいい、点と点で接している場合も対象となります。なお、隣接地とは、いわゆる「お隣さん」であり、生活環境への影響を考慮しているものではありません。



(2) 要領別表2の1に定める「設置予定地に接して4m未満の道路又は水路等（公用隣接地）がある場合」とは、下図のとおり、「公用隣接地に接する筆」を隣接地とします（ただし、設置予定地と公用隣接地との境界線からの最短距離が4m未満である場合に限り）。



(3) 要領別表2の2に規定する「設置予定地に接する筆（関係人隣接地）の地権者が、事業者（事業者が法人の場合にあつては、役員、5%以上の株主、5%以上の出資者及び政令で定める使用人を含む。）又は設置予定地の地権者である場合」とは、下図のとおり、「関係人隣接地」及び「関係人隣接地に接する筆（設置予定地から関係人隣接地に接する筆（設置予定地を除く。）までの距離が20m未満である場合に限る。）」を隣接地とします。



### 3 住民説明会（第9条）

- (1) 住民説明会は、事業者の責任において開催してください（地域住民等との日程調整、開催場所の選定など）。
- (2) 住民説明会には、地元自治会等に属していない者（地元自治会等の区域に居住している者・アパートの住民・事業者など）も対象となります。
- (3) 住民説明会では、要領別表3に掲げる事業計画及び生活環境影響調査の計画について、地域住民等が理解できるよう誠意を持って説明してください。

### 4 別表1及び別表4

別表1に掲げる事前協議手続き及び別表4に掲げる事前協議手続きの省略の対象となる典型的な例は、下表のとおりです（下表の解釈が不明な場合又は下表に該当しない申請等を行う場合は、「Iはじめに 4受付窓口」に確認してください）。

なお、要領では、法令の名称を次のとおり省略形で表記しています。

省略形	法 令
法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）
規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）

#### (1) 別表1の第1号及び第2号関係

別表1 号番号	内容(条項)	申請等の内容	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否		
				生活環境影響調査要否	住民周知要否	
1	一般廃棄物処理施設の設置許可申請 (法第8条第1項)	①:処理施設を新設する場合	○	×		
		②:「同一の場所」で「同一の処理施設」に更新する場合	×			
		③:「同一の場所」で「同一種類の処理施設(スペックの変更含む)」に更新する場合※	○	○	○	×
		④:「同一の事業場内(場所変更)」で「同一の処理施設」に更新する場合※	○	○	○	×
		⑤:「同一の事業場内(場所変更)」で「同一種類の処理施設(スペックの変更含む)」に更新する場合※	○	○	○	×
2	一般廃棄物処理施設の変更許可申請 (法第9条第1項)	規則第5条の2に掲げる変更のうち、次のもの				
		①:1号 処理施設の能力の10%以上増大に係る変更の場合※	○	○	○	×
		②:2号 規則第3条第1項第1号又は第2号に掲げる事項(処理施設の位置又は処理方式)に係る変更の場合※	○	○	○	×
		③:3号 規則第3条第1項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備)に係る変更であって、イからホまでに掲げる施設の種類に応じ、当該イからホまでに掲げる設備に係るものの場合※	○	○	○	×
		④:3号 規則第3条第1項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備)に係る変更であって、当該変更に伴う規則第3条第1項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることになるものの場合	○	×		
		⑤:4号 規則第3条第1項第4号に掲げる事項(処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。))に係る変更の場合(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更に限る)※	○	○	○	×
		⑥:5号 規則第3条第2項第1号に掲げる事項(排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値)に係る変更の場合(生活環境への負荷が減せられることとなるものを除く)	○	×		
		⑦:5号 規則第3条第2項第2号に掲げる事項(排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項)に係る変更の場合(測定頻度が高くなるもののみを行う場合を除く)	×			
⑧:5号 規則第3条第2項第3号に掲げる事項(その他処理施設の維持管理に関する事項)に係る変更の場合	×					

※:省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

(2) 別表1の第3号から第5号関係

別表1 号番号	内容(条項)	申請等の内容	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否			
				生活環境影響調査要否	住民周知要否		
3	一般廃棄物処理施設の 軽微変更等届出 (法第9条第3項)	①: 処理する一般廃棄物の種類を追加する場合	○	×			
		②: 処理施設の能力の10%未満の増大に係る変更の場合※	○	○	○	×	
		③: 規則第3条第1項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備)に係る変更であって、当該変更に伴う規則第3条第1項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることがない変更の場合	×				
		④: 規則第3条第1項第4号に掲げる事項(処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。))に係る変更の場合(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更を除く)	×				
		⑤: その他処理施設の構造等に関する事項(第3条第1項第6号)※	○	○	○	×	
		⑥: 規則第3条第2項第1号に掲げる事項(排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値)に係る変更の場合(生活環境への負荷が減ぜられることとなるもの)	×				
		⑦: 規則第3条第2項第2号に掲げる事項(排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項)に係る変更の場合(測定頻度が高くなるもののみを行う場合)	×				
		⑧: 規則第5条の4に掲げる変更のうち、次のもの					
		1号 ごみ処理施設にあっては、処理に伴い生ずる一般廃棄物の処分方法	×				
		2号 し尿処理施設にあっては、汚泥等の処分方法	×				
		3号 最終処分場にあつては、埋立処分計画及び災害防止のための計画	×				
		4号 一般廃棄物の搬入及び搬出の時間に関する事項(変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。)	○	×			
		4号 一般廃棄物の搬入及び搬出の方法に関する事項※	○	○	○	×	
5号 着工予定年月日及び使用開始予定年月日	×						
6号 イ: 法定代理人、ロ: 役員、ハ: 株主、ニ: 使用人	×						
4	一般廃棄物処理施設の 譲受申請 (法第9条の5第1項)	譲受け又は借り受けの申請をする場合	○	○	×	○	
5	一般廃棄物処理施設の 合併及び分割申請 (法第9条の6第1項)	合併及び分割の申請をする場合	○	○	×	○	

※: 省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

(3) 別表1の第6号から第9号関係(特別管理産業廃棄物を除く)

別表1 号番号	内容(条項)	申請等の内容	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否		
				生活環境影響調査要否	住民周知要否	
6	産業廃棄物収集運搬業 の許可申請 (法第14条第1項)	①: 産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請(積替え保管施設無) ②: 産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請(積替え保管施設有) ③: 産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請(積替え保管施設有・無)	×	○	×	
7	産業廃棄物処分業 の許可申請 (法第14条第6項)	①: 産業廃棄物処分業の新規許可申請 ②: 産業廃棄物処分業の更新許可申請	○	×		
8	産業廃棄物処理業 の変更許可申請 (法第14条の2第1項)	①: 産業廃棄物収集運搬業の産業廃棄物の種類の追加(積替え保管を除く) ②: その他事業範囲の変更	×	○	×	
9	産業廃棄物処理業 の変更届出 (法第14条の2第3項)	規則第10条の10第1項に掲げる変更うち、次のもの				
		①: 一号 氏名又は名称	×			
		②: 二号 イ: 法定代理人、ロ: 役員、ハ: 株主、ニ: 使用人	×			
		③: 三号 事務所の所在地	×			
		④: 三号 事業場の所在地(面積を増加しないものを除く)	○	×		
		⑤: 四号 施設(運搬容器その他これに類するものを除く)並びにその設置場所及び構造又は規模※	○	○	○	×
		⑥: 五号 収集運搬業者にあつては、積替え保管場所における次の変更				
		イ 所在地	×			
		ロ 面積	×			
		ハ 産業廃棄物の種類を追加する場合	○	×		
		ニ 保管上限	×			
		ホ 保管高さ	×			
		⑦: 六号 処分業者にあつては、保管場所に関する次の変更				
		イ 所在地	×			
		ロ 面積	×			
		ハ 産業廃棄物の種類を追加する場合	○	×		
		ニ 保管上限	×			
ホ 保管高さ	×					
⑧: 七号 収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の保管区域内の産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う産業廃棄物の許可(当該都道府県知事による許可を除く)の有無	×					

※: 省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

(4) 別表1の第6号から第9号関係 (特別管理産業廃棄物の場合)

別表1 号番号	内容(条項)	申請等の内容	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否		
				生活環境影響調査要否	住民周知要否	
6	特別管理産業廃棄物 収集運搬業の許可申請 (法第14条の4第1項)	特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請(積替え保管施設無)	×			
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の新規許可申請(積替え保管施設有)	○	×		
		特別管理産業廃棄物収集運搬業の更新許可申請(積替え保管施設有・無)	×			
7	特別管理産業廃棄物 処分業の許可申請 (法第14条の4第6項)	特別管理産業廃棄物処分業の新規許可申請	○	×		
		特別管理産業廃棄物処分業の更新許可申請	×			
8	特別管理産業廃棄物 処理業の変更許可申請 (法第14条の5第1項)	特別管理産業廃棄物収集運搬業の廃棄物の種類の追加(積替え保管を 除く)	×			
		その他事業範囲の変更	○	×		
9	特別管理産業廃棄物 処理業の変更届出 (法第14条の5第3項)	<b>規則第10条の23第1項に掲げる変更うち、次のもの</b>				
		①: 一号 氏名又は名称	×			
		②: 二号 イ:法定代理人、ロ:役員、ハ:株主、ニ:使用人	×			
		③: 三号 事務所の所在地	×			
		④: 三号 事業場の所在地(面積を増加しないものを除く)	○	×		
		⑤: 四号 施設(運搬容器その他これに類するものを除く)並びにその設置場 所及び構造又は規模※	○	○	○	×
		⑥: 五号 収集運搬業者にあつては、積替え保管場所における次の変更				
		イ 所在地	×			
		ロ 面積	×			
		ハ 産業廃棄物の種類を追加する場合	○	×		
		ニ 保管上限	×			
		ホ 保管高さ	×			
		⑦: 六号 処分業者にあつては、保管場所に関する次の変更				
		イ 所在地	×			
		ロ 面積	×			
		ハ 産業廃棄物の種類を追加する場合	○	×		
		ニ 保管上限	×			
ホ 保管高さ	×					
⑧: 七号 分析者	×					
⑨: 八号 収集運搬業者にあつては、当該許可をした都道府県知事の保管区 域内の特別管理産業廃棄物の積替えを行う区域において業として行う特別 管理産業廃棄物の許可(当該都道府県知事による許可を除く)の有無	×					

※:省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

(5) 別表1の第10号及び第11号関係

別表1 号番号	内容(条項)	省略の要件	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否		
				生活環境影響調査要否	住民周知要否	
10	産業廃棄物処理施設 の設置許可申請 (法第15条第1項)	①:処理施設を新設する場合	○	×		
		②:「同一の場所」で「同一の処理施設」に更新	×			
		③:「同一の場所」で「同一種類の処理施設(スペックの変更含む)」に更新する 場合※	○	○	○	×
		④:「同一の事業場内(場所変更)」で「同一の処理施設」に更新する場合※	○	○	○	×
		⑤:「同一の事業場内(場所変更)」で「同一種類の処理施設(スペックの変更 含む)」に更新する場合※	○	○	○	×
11	産業廃棄物処理施設 の変更許可申請 (法第15条の2の6第1項)	<b>規則第12の8条に掲げる変更うち、次のもの</b>				
		①: 1号 処理施設の能力の10%以上増大に係る変更の場合※	○	○	○	×
		②: 2号 規則第11条第2項第1号又は第2号に掲げる事項(処理施設の位 置又は処理方式)に係る変更の場合※	○	○	○	×
		③: 3号 規則第11条第2項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備) に係る変更であつて、イからヨまでに掲げる施設の種類のうち、当該イからヨま でに掲げる設備に係るものの場合※	○	○	○	×
		④: 3号 規則第11条第2項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備) に係る変更であつて、当該変更に伴う規則第11条第2項第5号に掲げる数値 の変化により生活環境への負荷を増大させることになるもの場合	○	×		
		⑤: 4号 規則第11条第2項第4号に掲げる事項(処理に伴い生じる排ガス及 び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を 含む。))に係る変更の場合(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に 係る変更に限る。)*	○	○	○	×
		⑥: 5号 規則第11条第3項1号に掲げる事項(排ガスの性状、放流水の水質 等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値)に係る 変更の場合(生活環境に対する影響が軽減されることとなるものを除く)	○	×		
		⑦: 5号 規則第11条第3項2号に掲げる事項(排ガスの性状及び放流水の 水質の測定頻度に関する事項)に係る変更の場合(測定頻度が高くなるもの のみを行う場合を除く)	×			
		⑧: 5号 規則第11条第3項3号に掲げる事項(その他処理施設の維持管理 に関する事項)に係る変更の場合	×			

※:省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。

(6) 別表1の第12号から第14号関係

別表1 号番号	内容(条項)	省略の要件	事前協議 の要否	手続きの一部省略の可否			
				生活環境影響調査要否	住民周知要否		
12	産業廃棄物処理施設の 軽微変更等届出 (法第15条の2の6第3項)	①:処理する産業廃棄物の種類を追加する場合	○	×			
		②:処理施設の能力の10%未満の増大に係る変更の場合※	○	○	○	×	
		③:規則第11条第2項第3号に掲げる事項(処理施設の構造及び設備)に係る変更であって、当該変更に伴う規則第11条第2項第5号に掲げる数値の変化により生活環境への負荷を増大させることがない変更の場合	×				
		④:規則第11条第2項第4号に掲げる事項(処理に伴い生じる排ガス及び排水の量及び処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。))に係る変更の場合(排ガス又は排水の排出の方法又は量の増大に係る変更を除く。)	×				
		⑤:その他処理施設の構造等に関する事項(第11条第2項第6号)※	○	○	○	×	
		⑥:規則第11条第3項1号に掲げる事項(排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値)に係る変更の場合(生活環境への負荷が減ぜられることとなるもの)	×				
		⑥:規則第11条第3項2号に掲げる事項(排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項)に係る変更の場合(測定頻度が高くなるもののみを行う場合)	×				
		⑦:規則第12条の10に掲げる変更のうち、次のもの					
		1号 焼却施設にあつては、焼却灰等の処分方法	×				
		2号 廃油の油水分離施設等(令第7条第4号、第6号及び第11号)にあつては、汚泥等の処分方法	×				
		2号の2 廃水銀等の硫化施設にあつては、硫化処理に伴い生じる廃棄物の処分方法	×				
		2号の3 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の溶融施設にあつては、溶融処理に伴い生じる廃棄物の処分方法					
		3号 最終処分場にあつては、埋立処分の計画及び災害防止のための計画	×				
		4号 産業廃棄物の搬入及び搬出の時間に関する事項(変更前の範囲内で時間を短縮する場合を除く。)	○	×			
4号 産業廃棄物の搬入及び搬出の方法に関する事項※	○	○	○	×			
5号 着工予定年月日及び使用開始予定年月日	×						
6号 イ:法定代理人、ロ:役員、ハ:株主、ニ:使用人	×						
13	産業廃棄物処理施設の譲 受け又は借り受け申請、 合併及び分割申請、相続 届出 (法第15条の4)	譲受け又は借り受け、合併及び分割の申請をする場合	○	○	×	○	
14	再生利用業の指定 (規則第10条の3第2号)	再生利用業の指定を受ける場合	○	×			

※:省略が可能な場合は、生活環境への負荷が増大しないものに限る。